

東京大学 SSJDA (Social Science Japan Data Archive) について

本資料は、本研究会事務局が東京大学のホームページから関係部分をダウンロード及び要約して作成したものであり、東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターの了解を得て本研究会の資料としたもの。

1 概要

データアーカイブは、統計調査、社会調査の個票データ（個々の調査票の記入内容。マイクロデータ）を収集・保管し、その散逸を防ぐとともに、学術目的での二次的な利用のために提供する機関。

東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターは、我が国における社会科学の実証研究を支援することを目的として、SSJ データアーカイブ (Social Science Japan Data Archive) を構築、個票データの提供を 1998 年 4 月から開始。

2006 年 3 月末現在、SSJ データアーカイブでは 579 調査、772 データセットを保管し、2005 年度一年間で、利用申請件数は 335 件、提供データセット数は 2527 に上る。またこれまでに SSJ データアーカイブが提供して作成された論文や著書の数、同じく 2006 年 3 月末現在、総計で 283 点。

2 利用条件

(1) 利用対象者

大学又は研究機関の研究者、教員の指導を受けた大学院生。

民間の研究機関の者は原則として利用できないが、SSJ データアーカイブへ個票データを寄託している場合は利用可能。

(2) 利用目的

学術目的の二次分析に限られる。

(3) 一度に利用できる調査数

一度に利用申請できる調査数は原則 2 調査。

ただし、一度に 3 調査以上を利用申請する場合は、別途理由書を添付。

(4) 利用承認

利用者からの利用申請書を、データの寄託者又は SSJ データアーカイブが承認することが必要。

(5) 利用期限

原則として、データが提供されてから 1 年間。

利用期限後は、個票データを消去、CD-R を破壊。

3 利用手続の流れ(全体の流れ図は別紙 1 参照)

(1) 利用したい個票データの決定

ホームページの「収録調査の検索」ページを使って利用したい個票データを決定。
なお、個票データに関する情報は、調査毎に概要ファイルと調査票ファイルを組にして提供している。

(2) 個票データ利用申請書を提出

利用申請書（様式は別紙 2 参照。ホームページからダウンロード可）に必要事項を記載の上、生 CD - R と返信用封筒を同封の上、SSJ データアーカイブへ郵便で送付。
利用申請書を受領してから、利用承認の可否の審査。通常 1 か月前後を要する。

(3) 書込済 CD - R 等の送付

利用が承認された後、データを書込済の CD - R、利用承認書、利用申請書の写し、利用報告書様式（様式は別紙 3 参照。ホームページからダウンロード可）が利用者へ送付される。

(4) 利用者による二次分析

利用者による個票データを利用した二次分析の実施。利用期限は、データ提供日から 1 年。

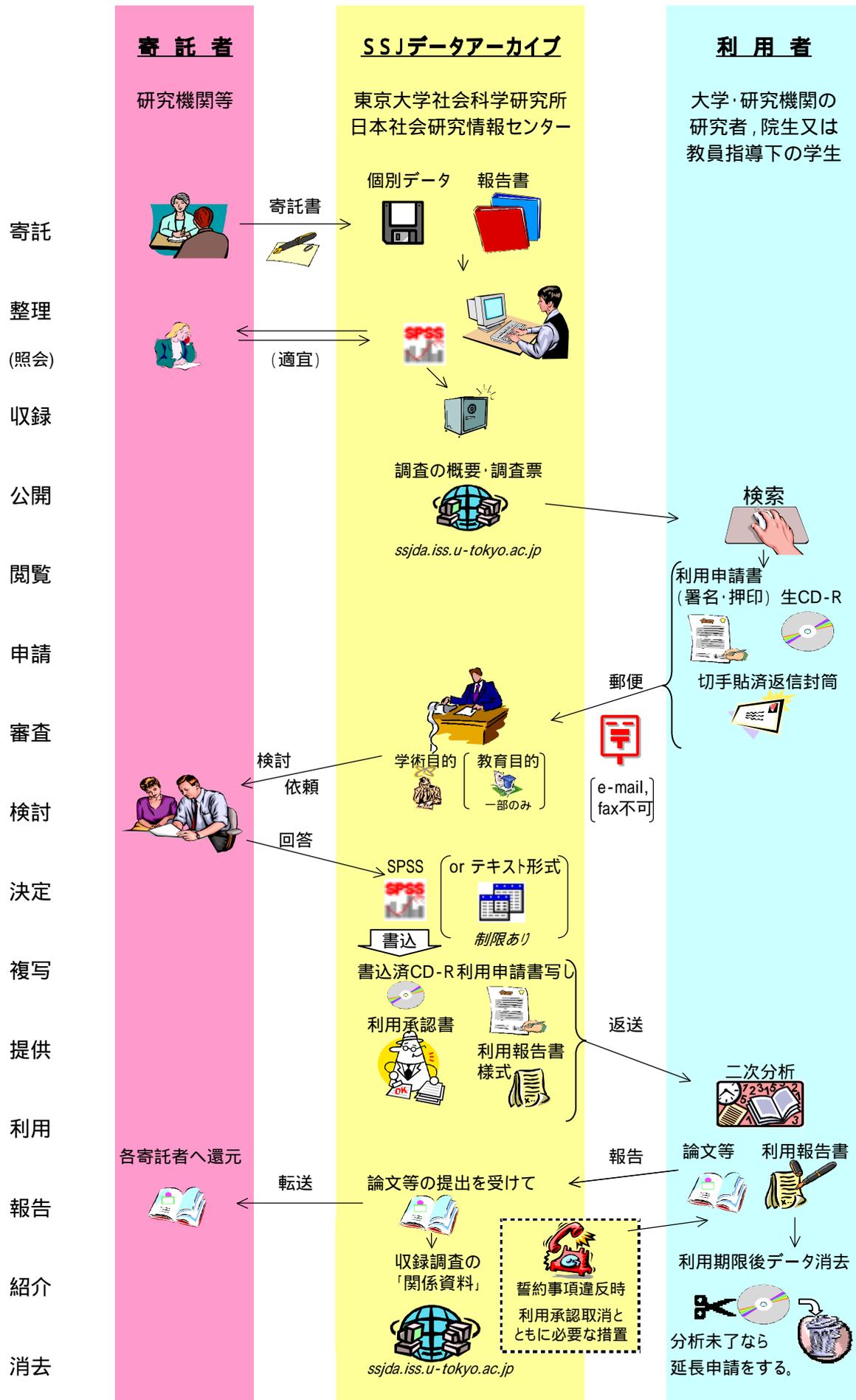
(5) 利用期限終了後の措置

利用期限が終了した際には、個票データを消去、CD - R を破壊する。
また、利用報告書を SSJ データアーカイブへ提出するとともに、論文等を発表した場合は、それも提出する。

なお、利用期限中に二次分析が終わらない場合は、利用の延長も可能。延長する場合は、再申請が必要。

(6) 利用申請時に誓約した事項に違反した場合の措置

データ利用申請時の誓約事項に違反した場合の取扱規程(別紙 4 参照)を定め運用。



SSJDA 使用欄	申請番号	延長

個票データ利用申請書

東京大学社会科学研究所附属
日本社会研究情報センター
SSJデータアーカイブ 御中

所属（大学・学部・学科または所属機関・部課を明記）

職名又は学年
ふりがな
申請者

下記の個票データの利用について、生CD-Rおよび切手貼済返信封筒を添えて申請します（個票データは、SPSSではなくテキスト形式を希望）。

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 利用期限 データ提供日から1年
調査番号 _____ 調査名 _____ 寄託者 _____

注意： 1枚の申請書に2つ以上の寄託先を記入することはできません

二次分析のテーマ（教育目的が認められるデータを当該目的で申請する場合は、大学名・授業名）
※研究目的の方は、当該分析の具体的な計画を3頁目に示す様式に記入してください。

研究経費（該当する費目にチェックをつけること）

校費 科研費（課題番号： _____） その他の研究費 私費

（欄不足の場合：別紙記載，資料添付も可。利用延長の場合：以前の申請番号を付記し，利用報告書を添付。）

所属機関所在地

〒 _____ - _____
Tel _____ Fax _____ E-mail _____

自宅住所

〒 _____ - _____
Tel _____ Fax _____ E-mail _____

指導教員（申請者が大学院生（又は大学の学部学生）の場合）

自署 _____ 所属（大学・学部・学科を明記） _____ 職名 _____
印 _____

Tel _____ Fax _____ E-mail _____

誓約事項

- 1 提供された個票データは、学術目的での二次分析にのみ利用します。
 教育目的で利用します (を付けて下さい。)
受講生も共同利用者として自署、押印が必要 (JEDSを除く)。申請時に受講者未定の場合は、
____月 ____日 まで (申請時から3ヶ月以内) に確定した共同利用者を提出します。
個別データの秘密保護を図り、個々の調査対象を特定する分析は行いません。提供された個票データは、本利用申請書に署名した者だけが利用し、第三者には再提供しません。
- 2 調査に関する照会は、原則としてSSJデータアーカイブを通して行い、寄託者に直接行いません。
- 3 二次分析の結果を発表する際には、個票データについて以下の文を付すことにより、個票データの出典を明記します。
〔二次分析〕に当たり、東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターSSJデータアーカイブから〔「〇〇〇調査」(寄託者名)〕の個票データの提供を受けました。
The data for this secondary analysis, "name of the survey, name of the depositor," was provided by the Social Science Japan Data Archive, Information Center for Social Science Research on Japan, Institute of Social Science, The University of Tokyo
- 4 個票データ利用期限までに利用申請書の内容について異動が生じた場合は、速やかにSSJデータアーカイブにその旨を届け出ます。
- 5 利用期限終了後は、個票データを消去して、利用報告書をSSJデータアーカイブに提出します。その際、論文等¹を発表していれば、利用した調査の寄託者数 + SSJデータアーカイブ分 1 の部数を同封します。
- 6 その他、SSJデータアーカイブの指示に従います。
- 7 提供された個票データ等の利用により何らかの不利益を被ったとしても、寄託者及びSSJデータアーカイブの責任は一切問いません。

利用に当たり、上記誓約事項を厳守します。

自署 印

共同利用者 (申請者以外に利用者がいる場合。欄が足りない場合、別紙記載)

所属 (大学・学部・学科または所属機関・部課を明記)

職名又は学年 自署 印

所属 (大学・学部・学科または所属機関・部課を明記)

職名又は学年 自署 印

署名、押印の漏れがある場合、再提出を求められることがあります。

¹ 著書や論文、学会の大会報告書、授業等の実習報告書などの印刷されたものを指します。「論文等」が、印刷物の一部分であり全体の提出が困難な場合、該当する「論文等」を複写したのもでも可。

提出のあった論文等は、SSJデータアーカイブから各寄託者に1部ずつ転送します。また、論文等のタイトル、著者名等を、SSJDAウェブサイトにおける当該調査の「概要」ページで関連論文として紹介します。

SSJDA 使用欄	申請番号
--------------	------

二次分析の計画

<p>研究題目 (研究内容をあらわすのに適切な題目を簡潔に記入してください)</p>
<p>二次分析の内容 (研究の意義、仮説または予想される結果などについて、200字以上で記述してください)</p>
<p>利用予定の質問項目 (申請する調査データのWeb上の概要ページに含まれる主要調査項目リストを参考にしてください)</p>
<p>本研究成果の公表予定 (学会大会名、雑誌名、書籍名など、および報告・出版予定時期を記述してください)</p>

※注意事項

個票データに関する情報は、調査ごとに概要ファイルと調査票ファイルを組にしてまとめています。調査方法や質問文などについて十分に理解してください。

また、誤解に基づく分析を避けるためにも、調査報告書を必ず読んでから個別データの利用を始めてください。SSJDAでは、提供する調査の報告書を収集し、東京大学社会科学研究所図書室で閲覧できるようにしていますのでご利用ください。

なお、閲覧申請の際は調査番号を必ず確認のうえお申し込みください。

SSJDA 使用欄	論文番号	更新		転送
		申請リスト	gaiyo	

個票データ利用報告書

_____年 ____月 ____日

東京大学社会科学研究所附属
日本社会研究情報センター
SSJ データアーカイブ 御中

所属

職名又は学年

利用者

貴センターから提供を受けた個票データについて、
下記の通り利用しましたので、報告します。

記

データ提供日 _____年 ____月 ____日 (提出はデータ提供日から1年以内(他に指示がある場合を除く))

利用した個票データ

申請番号	調査番号	調査名	寄託者
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

1. 上記データの扱いについて (利用期限が設けられていない場合は、記入不要)

- を1つ付けて下さい。
- ア 個票データを消去した。
 - イ 個票データの利用を延長申請する (利用申請書を同封)。

2. 上記データを利用した結果について

- を1つ付けて下さい。
- ア 論文等を発表したので、同封した。
 - イ 論文等を発表予定であり、発行後速やかに **SSJDA** に送付する。

論文等タイトル	発表媒体名	著者名
_____	_____	_____
発行(予定)日		
_____	_____	_____
 - ア・イの場合

<input type="checkbox"/> 雑誌 <input type="checkbox"/> 書籍 <input type="checkbox"/> 学会 <input type="checkbox"/> 学位論文 <input type="checkbox"/> その他	利用した調査の寄託者数	SSJDA	同封部数
()	_____	1	_____
_____ + _____ = 計 _____			

同封部数は、最低2。参照 http://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/report-form.html#how_to_count
 - ウ 論文等の発表はなかった。

備考

論文等には、出典明記(誓約事項3)のページに付箋(目印となる紙片)を付けて下さい。
抜き刷りなどの場合、発表した雑誌の名前・年月などがわかるようにして下さい。



データ利用申請時の誓約事項に違反した場合の取扱規程

1. 本規程は、データ利用申請時の誓約事項に違反した場合の取扱について、これまでSSJDAで運用されてきたルールを明文化したものである。
2. 利用報告書の遅滞があった場合
現行の利用者管理システムでは、1年間の利用期限が経過したときに利用報告書の提出を督促するメールがSSJDAから利用者に対して自動的に送信される。そのメール送信後1ヶ月たっても報告書が提出されない場合、SSJDAでは、再度、報告書と遅滞理由を述べた弁明書（署名捺印を要する）を郵送で提出するよう求める。この報告書および弁明書の提出日は消印の日付とする。SSJDAでは、その利用者による新たなデータの利用申請を報告書および弁明書提出日から6ヶ月間受け付けない。なお、報告書と弁明書の提出が求められたにもかかわらず提出されない場合は、新たな利用申請が認められないだけでなく、当該データの寄託者にその利用者氏名を通知することとする。
3. 出典の明記（acknowledgment）がなされなかった場合
 - ① 学術雑誌の場合
校正までの段階でSSJDAに連絡があった場合は、校正の際に利用者が修正するよう伝える。また、校正に間に合わなかった場合には、次号の記事として掲載するように伝える。そのうえで、利用者は弁明書（署名捺印を要する）と修正または出版社に対する修正依頼ないし掲載依頼をおこなった証拠となる文書および当該部分の複写をSSJDAに郵送で提出する。これらの提出日は消印の日付とする。ただし、いずれの場合でも、SSJDAはその利用者による新たなデータの利用申請を弁明書提出日から6ヶ月間受け付けない。
 - ② 出版物の場合
校正までの段階で連絡があった場合は、学術雑誌の場合に準ずる。校正に間に合わなかった場合は、できるだけ早く当該出版物に訂正紙を添付し、二刷以降では明記するよう伝える。そのうえで、利用者は弁明書（署名捺印を要する）と修正または出版社に対する修正依頼ないし掲載依頼をおこなった証拠となる文書および当該部分の複写をSSJDAに郵送で提出する。これらの提出日は消印の日付とする。ただし、いずれの場合でも、SSJDAはその利用者による新たなデータの利用申請を弁明書提出日から6ヶ月間受け付けない。
4. 罰則が適用される範囲
利用者が学生（大学院学生を含む）である場合、利用申請書に記名・捺印されている指導教員に対しても、SSJDAから厳重な注意をおこなう。
5. 本規程の施行
本規程は、2007年4月1日より施行する。利用者に対しては、ホームページの掲載により、周知することとする。